

平成 28 年 5 月

遊佐町農業委員会第 2 回総会議事録

1. 開催日程 平成 28 年 5 月 25 日（水） 午後 2 時 00 分～4 時 30 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 2 使用貸借権の期間変更について

議第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 8 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	今井 彰	2	佐藤 重一	3	伊原ひとみ	4	池田 俊明
5	齋藤 誠喜			7	川俣 義昭	8	渡会 健
9	菅原 幸男	10	荒生あや子	11	今野 一彦	12	鈴木 寿一
13	本間 克修	14	菅原 寛志	15	佐藤 充	16	高橋 正樹

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	石垣 敏勝						

6. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

8. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 5 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、10 番荒生あや子懲罰副委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(10 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 21 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>我々の任期満了に伴う、次の農業委員の定数や最適化推進員の定数、報酬についてどういう形にするのが良いか歴代の会長から 4 月 28 日に話を聞くことが出来ました。今までの復習になりますが、話を聞いて頂きたいと思います。歴代の会長からは、今の議会の状況をみると定数を増やすことは考えられない。定数を増やすことで人件費も増える為、議会は通らないのではないかと指摘を受けました。</p> <p>これを踏まえて、事務局と前事務局次長が話し合いを行い、今は推進員を置かなければならないが、3 年後の改選時期には、遊佐町として遊休農地が 1%以下に農地集積率が 70%以上になる確立が高いので、推進員を置かなくてもよくなると予測されます。3 年後と言うと農政の大改革の時です。必ずや農地の移動や権利移動の設定が増えてくると思われます。</p> <p>それらを考え、定数は現在と同じ 16 人、推進委員は蕨岡、遊佐、南西部、北部から 1 名ずつの 4 人とし、推進委員の報酬は農業委員の 80%という事で 6 月議会に提案していきたいと思います。後ほどの全員協議会でも話がありますので宜しくお願いします。</p> <p>本日は、5 月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規程」により、会長が当たることになっておりますので、高橋会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 11 番今野一彦委員、12 番鈴木寿一 委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。それでは、総会次第に基</p>

	<p>づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 から 2 まで、事務局より説明願います。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について 合計 6 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 6 計 7 筆、15,414 m² 番号 7 計 6 筆、5,204 m² 番号 8 計 9 筆、7,219.78 m² 番号 9 計 7 筆、8,760 m² 番号 10 計 10 筆、1,707 m² 番号 11 計 4 筆、10,253 m²</p> <p>以上 6 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>報告事項 2. 使用貸借権の期間変更について 番号 1 計 23 筆、32,894 m²</p> <p>貸人で父親の経営移譲年金受給のために農地法第 3 条の使用貸借権を結んでおりますが、この契約期間を変更するものです。</p> <p>変更前の存続期間は平成 18 年 8 月 25 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 10 年 4 ヶ月間で、これを、平成 28 年 8 月 24 日までの 10 年間に変更します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p>

	<p>番号 4 計 1 筆、1,619 m² 解約の事由は第三者への所有権移転のため、解約後は議第 8 号番号 2 で農地法第 5 条による所有権移転の予定です。</p> <p>番号 5 計 1 筆、1,511 m² 解約の事由は所有権移転のため、解約後は議第 9 号番号 4 で第三者へ所有権移転の予定です。</p> <p>番号 6-1・6-2 は農地利用円滑化団体である農協を通じた契約の解約です。 計 7 筆、12,272 m² 解約の事由は契約方法変更のため、解約後は議第 9 号番号 22 で現在の耕作者と契約の予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案の通り受理することに決定いたします。</p> <p>次に議第 8 号農地法第 5 条の規定による所有権移転について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書は 7 頁をご覧ください。</p> <p>番号 2、計 1 筆、1,619 m²</p> <p>この件に関しましては、平成 27 年度第 8 回総会の議第 38 号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外ですが)について、変更事由相当として遊佐町長に回答した件でございます。</p> <p>申請地は石辻集落の西側に位置し、住宅が連たんした地域にあり、檀家及び事業用の駐車場整備のため申請したものです。</p> <p>また、県営ほ場整備事業日向川二期地区、一般県営灌がい排水事業日向川地区の受益地ではありますが、事業完了から 30 年以上経過しており、土地改良区の意見書が添付されております。農振農用地除外で土地改良区域内、10ha 以上の集団農地に接していることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>必要な資金も確認しており確実性があり、計画面積も駐車場と巡回スペースの配置から適当な面積と考えられます。</p> <p>駐車場用地で集落に接続していることから、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務に必要な施設と判断されます。</p> <p>周辺に申請地以外に目的を達成する土地が見当たらないこと、周辺農地に</p>

	<p>も支障がないこと、土地改良区とも協議済みであることから許可相当と判断します。</p> <p>詳しくは審査基準書の2頁に位置図と字限図、3頁に立地基準、一般基準は差し替えのものをご覧ください。補足説明資料の1頁に意見書(案)2頁に現地調査写真、3頁以降にその他参考資料を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、高橋会長の3名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは7番川俣土地専門部会長より報告願います。</p> <p>(7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7番川俣義昭委員	<p>5月19日に現地を見て来ました。補足説明資料にもあるように現在、用水路の改修工事をおこなっていました。周りを見ても水田状況に与える影響は無いと判断しましたので、申請許可相当と判断致しました。</p>
議長	<p>それでは、2番佐藤重一副部会長より報告願います。</p> <p>(2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番佐藤重一委員	<p>私も川俣部会長と同じで何ら問題無いと思います。</p>
議長	<p>それでは私からも現地調査の報告を致します。私も二人と見て来ました。が、同じ意見で周りに及ぼす影響は無いと見て来ましたので許可相当と思います。</p> <p>それでは、只今の事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第8号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第8号について原案の通り許可相当の意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第9号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは、補足説明致します。審査基準書5頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1)所有権移転が2件、(2)利用権の設定が4件となっております。</p>

	<p>す。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1)所有権移転 番号 3 計 1 筆、536 m² 総額は 50,000 円で、10a あたりの単価は 92,764 円です。こちらは譲渡人の希望によるもので、譲受人の耕作地に隣接した畑を売買で移転するものです。</p> <p>番号 4 計 5 筆、11,984 m² 総額 2,500,000 円で、10a あたりの単価は 208,611 円です。譲渡人の希望による売買です。</p> <p>(2) 利用権設定 番号 19 計 1 筆、1,000 m² 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 16,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 20 計 1 筆、4,126 m² 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 16,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 21 計 2 筆、5,336 m² 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 22 計 7 筆、12,272 m² 期間は 3 年、単価は弥太郎東と中蕨野が 7,000 円で、潜窓が 17,000 円です。借人は認定農業者です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、15 番佐藤充委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤充委員	<p>5 月 19 日に、この会議室で 5 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>只今の事務局の説明に対し何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 9 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決</p>

定いたします。

予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。

(委員、事務局共になし)

無いようですので、これで5月の定例総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

遊佐町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、ここに署名します。

平成 28 年 5 月 25 日

議 長 印

議事録署名委員

11 番 印

12 番 印